

# 設計図書に関する回答書

令和8年5月27日

各社 御中

鶴岡市長 佐藤 聡（公印省略）

工事名 令和8年度鶴岡市ケーブルテレビ設備更新工事

図面番号	質問事項	回答
仕様書 4頁 第1章-10-(1)- オ 中間検査(工 事検査)	光系の装置と放送系の装置の2通りの機器の納入となりますが、履行期間を鑑み工場検査の対象は主たる機器である光系と考えてよろしいですか？	主たる機器の光系のみ工場検査対象とします。なお、詳細の実施方法は別途協議にて決定します。
仕様書 7頁～9頁 第3章-1-主要機 器一覧	仕様書に記載のある「主要機器一覧」には「指定等」という項目があり、「指定」と「相当」の2種類があります。機器指定のある機種については性能が同等である別製品を採用することでもシステム構築可能と考えますが、別製品の採用可否を教えてください。	既設設備との連携、全体システム運用を考慮し、主要機器は決定しています。また、補助金交付申請もこれらの機器にて行っていることから、原則別製品にて構築することは不可とします。ただし、世界情勢の悪化により主要機器等が調達困難となった場合は別途協議により決定します。
仕様書 46頁～47頁 第6章-第 3-4-(6)	既設業者と事前打ち合わせが必要という記載がありますが、既設業者との事前打ち合わせを行った事実をお示しする必要がありますか？	契約締結後に、既設業者と打合せを実施した議事録を提示してください。
仕様書 46頁～47頁 第6章-第3-5	既設設備保守事業者と事前打ち合わせが必要という記載がありますが、既設設備保守事業者との事前打ち合わせを行った事実をお示しする必要がありますか？	契約締結後に、既設設備保守事業者と打合せを実施した議事録を提示してください。
仕様書 第1章 8	光熱水費は受注者負担とあるが、使用量の算定方法および精算方法について確認したい。あわせて、既設設備の流用可否および専用メーター設置の要否についてもご教示いただきたい。	使用量が増大となる場合は、専用メーターを設置し、受注者負担とします。通常の範囲内での使用量については、協議を実施し決定します。

<p>仕様書 第1章 10</p>	<p>工場検査について、現地立会を前提とする認識であるが、以下の条件を満たす場合にリモートでの実施は可能か確認したい。 ①リアルタイム映像による確認、 ②試験成績書の提出</p>	<p>リモートによる工場検査も可とします。</p>
<p>仕様書 第3章</p>	<p>型式指定機種について、生産完了や供給不足等により調達困難となった場合について確認したい。 ①同等以上品への変更は協議の上認められるか、②納期遅延が発生した場合の工期延長は認められるか、③これらに伴う費用増について協議対象となるか。</p>	<p>世界情勢の悪化により主要機器等が調達困難となった場合は①～③について別途協議により決定します。 補助金交付申請上、本工事は単年度にて完成しなくてはなりません。</p>
<p>設計図</p>	<p>「ラック3架撤去場所」と「ラック3架新設場所」が同じ場所となっておりますが、システムを止めないで運用する場合、新設ラックは別箇所に設置または、既設ラックを一時的に移動する考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>既設ラックを移動するスペースが無いいため、既設ラック内と新設ラック内を整理し併用使用しながら運用切替を行ってください。</p>
<p>設計図</p>	<p>既設ラック実装図に光成端ユニットの記載がありません。光成端ユニットの設置場所を教えてください。</p>	<p>別紙回答書1を提示しますので参照してください。</p>
<p>設計図</p>	<p>既設光成端ユニットがラックに搭載していない場合、新設光成端ユニットから既設光成端ユニット場所へ光コードを敷設、接続することになりますか。</p>	<p>既設光成端ユニットは別紙回答書1内の斜線部のラックに設置してあります。</p>

【別紙回答書 1】

